



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	訳者まえがき
Citation	北大法学論集, 53(4), 119-120
Issue Date	2002-11-13
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15167">https://hdl.handle.net/2115/15167</a>
Type	editorial
File Information	53(4)_p119-120.pdf



「中国民法典の制定について——草案建議稿を中心に」  
「過失責任と無過失責任の交錯および中国新民法典の行方」

劉士国  
訳 鈴木賢・坂口一成

訳者まえがき

以下に掲載するのは、劉士国・山東大学法学院教授（同副院長）が、北海道大学大学院法学研究科において客員研究員として研究活動に従事された際（二〇〇二年一月から同年六月）に執筆された二本の論考を訳出したものである。

演

講

まず、「中国民法典の制定について——草案建議稿を中心に」は、劉教授が二〇〇二年五月二三日、北大法学会にて同名のタイトルで行った研究報告をもとにしている。本稿は、民法典の学者建議稿（学者が立法部門の委託を受けて作成するいわば草案の試案に当たるものであり、正式な草案の下敷きになるもの）を主な素材として、現在、中華人民共和国において進行中の民法典制定において争点となっている問題を、劉教授の視点から整理し、紹介するものである。本文の脚注にもあるように、劉教授ご自身も梁慧星教授（中国社会科学院法学研究所）率いる「中国民商法研究課題組」に参加し、学者建議稿の「不法行為」部分の作成を分担している。将来の中国民法典の姿を占う意味で興味深い情報を含む。

ついで、「過失責任と無過失責任の交錯および中国新民法典の行方」も、同様に民法典の起草（とりわけ「不法行為編」）を視野に入れ、現在の中国において不法行為法にいかなる変化が生じているのか、または生じようとしているのかを分析している。将来の民法典がいかなる帰責原理を採用すべきかについての提言を含む。

凡例：〔 〕は訳者による訳注を表す。

〔 〕は中国語の原語を表す。